

## 板橋区子ども安全ボランティア功労者感謝状贈呈要綱

(平成 23 年 5 月 24 日教育長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、区立小学校（以下「学校」という。）の子ども安全ボランティアとして積極的に活動し、その功労が顕著である者に対する感謝状の贈呈について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 子ども安全ボランティアとは、つぎの各号に掲げる者をいう。

- (1) スクールガード協力員
- (2) いたばし子ども見守り隊協力員
- (3) その他学校の児童・生徒の見守り活動を自主的かつ継続的に行う者

(対象者)

第 3 条 感謝状は、次の各号のいずれかに該当する者に贈呈するものとする。

ただし、すでに本要綱に基づき感謝状の贈呈を受けている者及び東京都板橋区表彰条例（昭和 48 年板橋区条例第 5 号）に基づき表彰を受けた者は、原則として対象としない。

- (1) スクールガード協力員として、5 年以上にわたって活動し、児童・生徒の安全に功労のあった者
- (2) 前条第 2 号及び第 3 号に該当する者で、功績顕著と教育長が認める者

(推薦)

第 4 条 学校長は、前条に掲げる要件を備える者があると認めるときは、別記第 1 号様式の推薦書により教育長に推薦するものとする。

(被贈呈者の選考)

第 5 条 教育長は、前条の規定により推薦があったときは、内容を審査のうえ贈呈者を決定する。

(贈呈)

第 6 条 感謝状は、原則として学校長を通じて贈呈する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、教育長決定の日から施行する。